

令和8年5月号～令和9年4月号 福島区広報誌「広報ふくしま」広告募集要項

民間企業等との協働により市の新たな財源を確保することを目的として、福島区広報誌「広報ふくしま」に広告枠を設け、次のとおり募集します。

1. 媒体の概要

名 称：福島区広報誌「広報ふくしま」（令和8年5月号～令和9年4月号）

体 裁：A4 冊子 20 頁

発行部数：毎月 56,500 部（予定）

発行方法：原則として毎月 1 日から 5 日までに福島区内全世帯・事業所に配布。

※仕様は変更になる場合があります。

2. 広告の規格及び掲載料金

（1）掲載場所

中面（2 頁目～19 頁目）のうち 1 ページまたは最終面（20 頁目）

※中面の場合、掲載するページの指定はできません。

※デジタルブック及び区ホームページ上の PDF データには掲載しません。

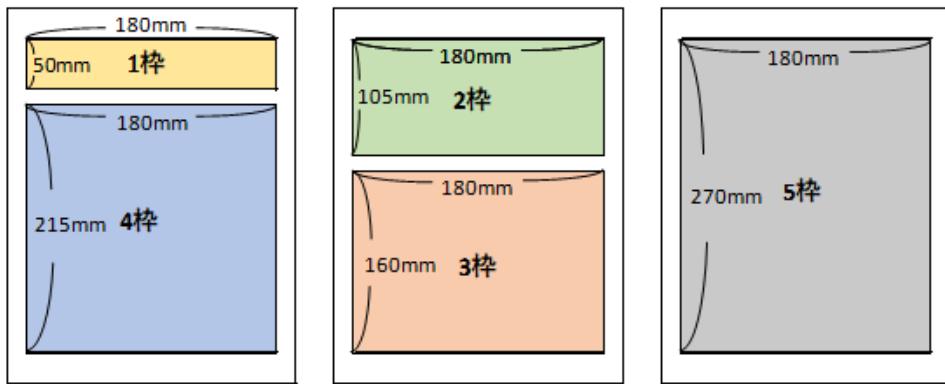
（2）掲載枠数と掲載料金

- ・1 ページ最大 5 枠までお選びいただけます。
- ・掲載場所（中面または最終面）の指定はできますが、配置は当区で決定します。
- ・広告原稿の作成にかかる一切の経費は、別途、申込者の負担となります。

枠数（サイズ）	中面 (2 頁目～19 頁目)	最終面 (20 頁目)
1 枠 (50mm×180mm)	22,000 円	33,000 円
2 枠 (105mm×180mm)	44,000 円	66,000 円
3 枠 (160mm×180mm)	66,000 円	99,000 円
4 枠 (215mm×180mm)	88,000 円	132,000 円
5 枠 (270mm×180mm)	110,000 円	165,000 円

（金額はすべて税込）

広告枠イメージ



(3) 掲載できない業種、事業者

大阪市福島区役所広告掲載要領第4条の各号に該当するもの

(4) 掲載できない広告

大阪市福島区役所広告掲載要領第5条の各号に該当するもの

(5) クーポン付広告

クーポン付き広告を作成する際は、広告内容に必ず「広告主の名称」「サービス(割引)内容」「有効期限」を掲載したクーポン券を作成してください。

また、次のものはクーポン券とは認められません。

- ・金券としての価値があるもの(クーポンを持っていくことで賞品がもらえる等)
- ・商品やサービスが特定されていないもの(すべてにおいて使うことができるもの)
- ・懸賞の応募券、抽選券、福引参加券など

3. 申込手続き

(1) 申込開始日時

2月17日(火)午前9時(先着順)

(2) 申込方法

電話での申込後、2週間以内に、次の2点を原則メールでご提出ください。

- ・福島区広報誌「広報ふくしま」広告掲載申込書
- ・広告原稿

※申込時点で広告原稿の提出が難しい場合は、掲載希望月の前々月5日(閉庁日の場合は翌開庁日)までに、別途ご提出ください。

※提出済みの広告原稿を変更する場合は、掲載希望月前々月5日(閉庁日の場合は翌開庁日)までに、再度ご提出ください。

(3) 申込先

〒553-8501 大阪市福島区大開1-8-1
大阪市福島区役所企画総務課（企画推進）宛
電話：06-6464-9907 ファックス：06-6462-0792
メールアドレス：tc0012@city.osaka.lg.jp

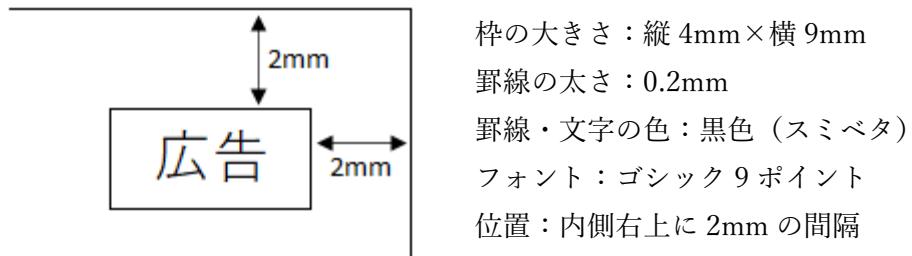
4. 広告掲載の決定

- ・先着順とし、広告掲載申込書の受付後、当区にて審査を行い、広告掲載決定通知書をお送りします。
- ・公共性の高いもの及び大阪市内、福島区内に事業所を有するものを優先する場合があります。
- ・審査上必要と認められるときは、追加の資料を提出していただくことがあります。

5. 広告原稿の作成及び提出に関する注意事項

(1) 基本掲載事項

- ・業種に関わらず、問い合わせ先（広告主の法人名等・所在地・電話番号）は必ず明示してください。
- ・広告枠は太さ0.2ミリメートルの罫線で囲んでください。
- ・広告枠内側の右上位置に下記の大きさ等で、下の図のように表示してください。



(2) フォント

- ・JIS規格7ポイント（10級相当）を最小とします。ただし、特別な場合（表、リスト、地図等）はJIS規格5.5ポイント（8級相当）まで使用できます。
- ・特殊なフォントを使う場合、フォントデータも併せてご提出ください。

(3) 刷色

4色分解（CMYK）の色付けにしてください。※RGBは不可

(4) その他

- ・文字はアウトライン化し、AI・PDFなどのファイル形式でご提出ください。
- ・AIデータで提出する場合、見本としてPDF・JPEG等の画像データを添付してください。
- ・CD等の媒体で提出された場合、原則として、返却いたしません。
- ・文字校正・デザインの校正は行っておりません。

6. 広告料の納付

- ・広告掲載決定通知書とともに送付する納入通知書にて、指定期日までに納付してください。
- ・5月号分は、納入通知書送付から指定期日までの期間が非常に短くなりますので、ご注意ください。

7. 申込の取下げ

- ・申込の取下げは書面にて受け付けますが、既納の広告料は返還しません。
- ・発行月の前々月5日（閉庁日の場合は翌開庁日）以降の取下げはできません。

8. その他

- ・お申し込みいただく際は、「大阪市広告掲載要綱」及び「大阪市福島区役所広告掲載要領」をご確認ください。
- ・広告が掲載された広報誌は、発行日以降に申込者あて1部送付します。
- ・申込内容について疑義が生じた場合、また、本募集要項に記載のない事項については、必要に応じ当区と申込者双方協議のうえ決定します。